

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 質疑応答集（改定版） 新旧対照表

該当頁	変更箇所	改定案	現 行
目次 4	IV-2 事業計画 協議制度	<p>問 17 (略)</p> <p>問 18 <u>事業計画の変更に伴い手続を再度実施すべき場合とはどのような場合か。</u></p> <p>問 19 (略)</p> <p>問 20 (略)</p>	<p>問 17 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>問 18 (略)</p> <p>問 19 (略)</p>
本文 23	IV-2 事業計画 協議制度	<p>問 17 (略)</p> <p>答 17 (略)</p> <p>問 18 <u>事業計画の変更に伴い手続を再度実施すべき場合とはどのような場合か。</u></p> <p>答 18 <u>変更の内容、変更に至った経緯、変更について関係住民の理解を得ているか等を勘案して個別具体的に判断するため、計画を変更する場合にはあらかじめ県に相談されたい。</u></p> <p><u>(例) 周辺地域の範囲に新たな市町村又は自治会が加わる場合</u></p> <p><u>→ 新たに加わった関係市町村長又は関係住民について条例第 34 条で定める事業計画概要書に対する意見書の提出の機会を設ける必要があるため、事業計画概要書の公表から再度実施すべきである。</u></p> <p>問 19 (略)</p> <p>答 19 (略)</p> <p>問 20 (略)</p> <p>答 20 (略)</p>	<p>問 17 (略)</p> <p>答 17 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>問 18 (略)</p> <p>答 18 (略)</p> <p>問 19 (略)</p> <p>答 19 (略)</p>